

なにわの伝統野菜「守口大根」

★市民協働について詳しくお知りになりたい方は
下記へご連絡ください。

守口市市民協働指針 概要ポケット版
「ようこそ」の守口へ 住みたいまち守口へ
平成 26 年 4 月発行
編集・発行 守口市コミュニティ推進課
〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 2 番 5 号
TEL 06 - 6992 - 1520 / FAX 06 - 6991 - 5930

守口市市民協働指針 概要ポケット版

「ようこそ」の守口へ 住みたいまち守口へ

★『守口市市民協働指針』ってなに？

☞「市民のみなさんや市行政が、地域の公共的な課題*の解決を目指して、同じ目的のために協力して行動するための考え方や進め方などを定めたもの」です。

※例：安全安心や生活環境、まちの活性化などに関すること

★『ようこそ』のってどういう意味？

☞最近、守口市にお住まいになったり、まちづくりなどに参加しようとされる市民のみなさんには、「ようこそ」の精神でお迎えし、「住みたいまち守口」に向けて一緒にがんばりましょうという意味を込めています。

守口市

はじめに（守口市の“協働”）

この「守口市市民協働指針」では、“協働”を、『多様な市民や行政が、地域の公共的な課題の解決を目指して、同じ目的のために協力して行動すること』ととらえています。相互補完の関係ではなく、“協働”することで、さらなる価値や成果が生み出されるものと考えています。

“協働”を行うのは、「市民」と「市行政」が基本です。なお、「市民」には、個人だけでなく、市民団体や事業者等を含みます。

《協働の主体》

市民

- 市民個人
- 市民団体
 - ・地縁団体
(自治会・町会等)
 - ・地縁・テーマ型団体
(地区福祉委員会等)
 - ・テーマ型団体
(ボランティア団体等)
- 事業者等
 - ・個々の事業者
 - ・事業者団体
(商業団体・工業団体)
 - ・福祉事業者
 - ・高校・大学

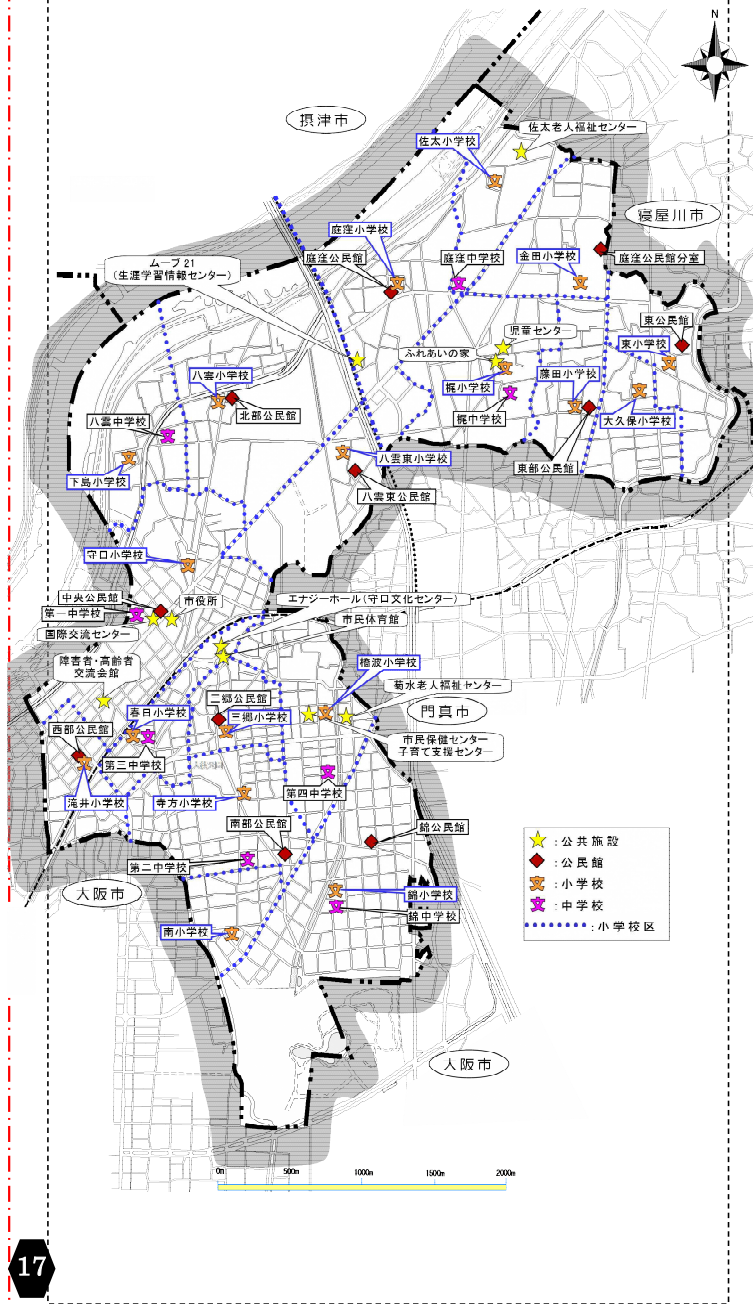


行政

- 守口市(市行政)
 - ・公立の施設や機関
 - ・消防
- 大阪府、国
 - ・警察



《守口市公共施設所在地》



守口市が協働指針を策定する意義

守口市では現在、様々な地域の公共的課題に直面しており、その解決が求められています。

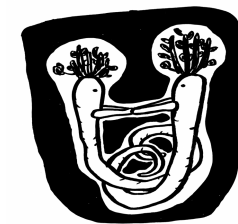
地域課題は多様化し専門化しているだけでなく、相互に複雑に絡みあっており、市行政が率先して取り組むことはもとより、市民の知恵と力を結集して課題解決に向けて積極的に対応することが必要になっています。

「協働」は地域課題に対応するための有力な手段であり、方法として活かせるものです。

また、指針の策定により、地域で活動する市民団体の活性化、若い世代や定年退職者及び女性のまちづくりの参加促進、新たな連携の創出や強化など、市民の主体的参加が促進され、多様な市民ニーズに対応することが可能になると期待されます。

さらに、自治会・町会、NPO 法人をはじめとした市民団体と市行政が協力してまちづくりに取り組むことが肝要ですが、現在のところその仕組みがまだ不十分です。

そのため、指針の策定により協働について共通の認識を持ち、それぞれの違いを活かしながら協力関係を強化してまちづくりに取り組むための基本的なことから定めることが必要です。



“協働”には、次のような種類があります。

A 共催

複数の主体が、ともに主催者となって、実行委員会を組織するなど役割を分担しながら事業を実施するもの。

B 後援

他の主体が取り組んでいる事業に対し、団体の名義を提供し、事業の社会的信頼性が増すように支援を行うもの。

C 委託

設定された事業の目的や内容に基づいて契約し、事業の実施あるいはサービスの提供を行うもの。

D 補助・助成

公益的な活動を行う団体の事業に対して、市行政などが支援的な立場から資金提供を行うもの。

E 事業への協力

市行政や他の主体が実施する事業について互いの目標や役割分担を取り決め、協力し合っているもの。

F アドプト制度

団体が実施する美化活動や緑化活動について、市行政と協定を結び、市行政が看板の設置、物品の提供、ごみの回収などを行うもの。

G 企画・立案等への参画

公共政策の新たな立案や見直し、また新たな事業の企画を団体と市行政がともに関わって行うもの。

なお、先の表に掲載していない協働事業には、次のようなものがあります。

A 共催

体育スポーツ振興事業
（総合型地域スポーツクラブ）
（守口市生涯スポーツディレクター協議会）
公民館事業（男女共同参画学習会、おはなし劇場など）

C 委託

公園のトイレなどの清掃委託
広報紙の各戸配布
老人スポーツ大会

D 補助・助成

地域自主防災会
再生資源集団回収奨励金の交付
学校支援地域本部事業
防犯カメラの設置補助
地域集会所の助成

E 事業への協力

違反簡易広告物除去活動（はがしたい）
青い地球とゴミを考える市民会議

F アドプト制度

アドプト・ロードプログラム

G 企画・立案等への参加

中学校区連携推進協議会
パブリックコメント
各種審議会への市民公募

	こどもまつり	守口市生涯学習援助基金活動助成事業	守口商業まつり
種類	A 共催	D 補助・助成	D 補助・助成
事業概要	「こどもの日」を記念し、子どもたちが生き生きと遊べる場を作り出す催しを各種団体の協力により毎年開催する。	生涯学習の意識を高め生涯学習活動の推進を期待できる事業に助成する。	市内の店舗において商品を購入したレシートによる景品抽選会やステージダンスイベントなどを実施し、商業の活性化を図る。
目的	子どもたちが生き生きと遊べる場を作り出すため。	生涯学習の意識を高め生涯学習活動の推進を図るため。	市内商業の活性化を図るため。
市行政	・実行委員会の事務局 ・こどもまつりに必要な消耗品、資材等の購入など。	守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会で決定した市民活動団体、市民個人に助成金を交付	市商業連盟に補助金を交付
市民団体	青少年育成指導員連絡協議会を中心に実行委員会組織で運営する。	事業計画書に基づき生涯学習事業を実施	商業まつりを実施することで、市内商業の活性化を図る。
現状の課題	・人材の確保（協力団体など、準備スタッフの確保） ・他の団体との情報共有	活動への理解・普及の必要性 ・継続性の確保 ・資金の確保 ・広報の充実	より多くの店舗と市民の参加を目指す。 ・商業関係者と市民との情報共有 ・広報の充実 ・資金の確保
今後の方向性	【市行政】 ・情報の共有 ・人材の育成 ・交流の場の提供 【市民】 ・若い世代などの参加 ・ネットワークの強化	【市行政】 ・事業の広報 【市民】 ・助成金の活用	【市行政】 ・情報の共有 ・交流の場の提供 【市民】 ・助成金の活用 ・広報の充実

“協働”の領域は、次のようなものを想定しています。

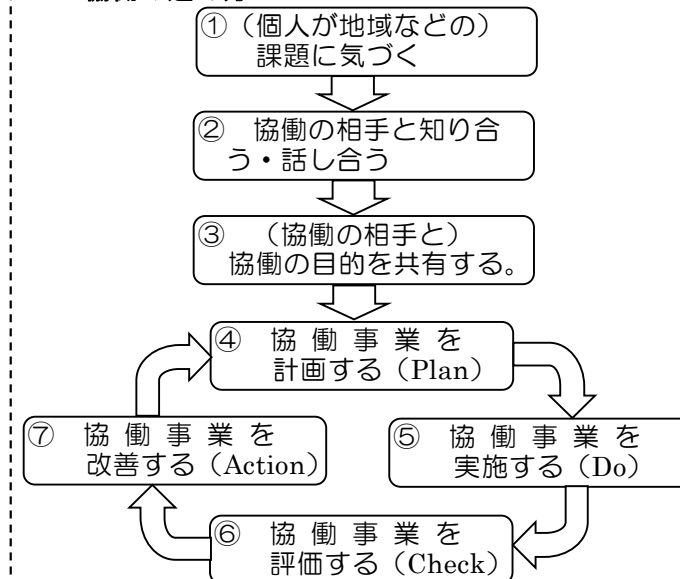
《協働の領域と事業例》

市民の領域		“協働”の領域		行政の領域
①市民主体	②市民主導	③市民・市行政同等	④市行政主導	⑤市行政主体
例 ・地区の行事	例 ・安心安全サポート事業（声かけ隊、見守り隊） ・緑化推進事業 ・美化活動	例 ・守口市民まつり（実行委員会形式イベント） ・防犯灯・防犯カメラ設置補助 ・広報紙の各戸配布	例 ・人材育成事業（講座の実施等） ・支援事業（子育てボランティア養成講座等）	例 ・許認可 ・行政処分 ・課税

※  行政の関わり度

“協働”は、次のように進めていきます。

《協働の進め方》



“協働”を推進するにあたっての約束ごと（ルール）は、次のとおりです。

ア 市民と市行政の対等性

どのような協働の取り組みにおいても、対等な立場であることを念頭におく。

イ 情報公開・情報共有

取り組みや活動、考え方などを公開し、共有できるようにする。

ウ 相互理解

お互いの違いを認識し、その上で前向きに進むことができるように考える。

エ 自主性・自立性尊重

お互いの自主性を尊重する。主体性を欠いた依存関係にならないように、自立性を確保する。

オ 目的の明確性と共有

取り組みの際には、お互いが話し合って目的を明確にする。

カ 役割分担

お互いの特徴を理解した上で、各々ができることを役割分担する。

キ 相互啓発

お互いの取り組みを通じて、各々の良さを認識し、気づきあうことで、相互啓発を図る。

ク 評価・検証

協働で行なった活動の成果や課題について評価し、ルールに基づいているかどうか検証を行なうことで、次の取り組みにつなげていく。

	公民館活動推進委員会	さんあい広場	緑・花グループ
種類	D 補助・助成	D 補助・助成	E 事業への協力
事業概要	公民館の事業のうち、地域住民で組織する活動推進委員会で講座等々の企画運営を行う。	小学校の余裕教室等を活用して地域の高齢者などの憩いの場として地域が自主的に活動を行う施設で、佐太、三郷、春日、藤田に開設。	市と花などの管理について協定を結んだ各緑・花グループが、緑・花協会から助成を受け、公園などの緑化活動を行う。
目的	地域ニーズを把握し、市行政への参画意識の高揚と地域コミュニティの活性化を図るため。	高齢者の憩い及び自主的活動の場を提供して世代交流など様々な活動を通して地域の高齢者等と地域の交流に取り組む。	守口市の緑の確保と保全及び緑・花意識の啓発を図るため。
市行政	公民館施設の管理及び活動推進委員会が行う事業企画等の支援を行う。	小学校の余裕教室を活用して、地域の高齢者などのふれあいの場を設置。	緑・花グループと協定を結び、花の苗の配布やトラブルなどに対応する。
市民団体	公民館ごとに活動推進委員会が地域のニーズを把握した独自性のある講座等を行う。	食事会、サークル活動、子どもとの世代交流などを実施し、地域の高齢者等と地域との交流に取り組む。	市に登録した緑・花グループが、花壇の管理を行う。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保 ・他の地域との情報共有と連携 ・協働している認識の共有 	中学校区に設置することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保 ・他の団体との情報共有 	市内全域で団体で取り組みの体制が望ましい <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保 ・資金の確保 ・他の団体との情報共有
今後の方向性	【市行政】 <ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成 【市民】 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会などに積極的に参加 ・他の地域との情報交換 	【市行政】 <ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成 ・交流機会の場を提供 【市民】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動に積極的に参加 	【市行政】 <ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成 【市民】 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な活動に積極的に参加

	声かけ隊、見守り隊	防犯灯推進補助事業	救急・安心カプセル
種類	E 事業への協力	D 補助・助成	E 事業への協力
事業概要	学校・保護者・地域が連携し、登下校の子どもの安全の見守りを行う。	市内の街路を明るくして犯罪を防止するために、地域で設置、管理する防犯灯に対して、市は、設置及び電灯料の補助を行う。	ひとり暮らしの高齢者等が、緊急時に医療情報を伝えられる救急・安心カードを市で配付。社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会は、カードを保管するカプセルを高齢者宅に配付。
目的	登下校時における子どもの安全を確保するため。	市内の街路を明るくして犯罪を防止するため。	緊急時に医療情報を伝えるなど、ひとり暮らしの高齢者の見守り体制を整備。
市行政	必要な消耗品の配布。警察と連携して年1回のパトロール	地域の防犯灯の設置を促進し、電灯料の負担を軽減するために補助金を交付する。	ひとり暮らしの高齢者が緊急時に医療情報を伝えることができる救急・安心カードを作成
市民団体	登下校時に保護者、自治会・町会など地域の団体が通学路に立ち、子どもの安全を確保する。	地域で設置された防犯灯の管理等を行う。市に電灯料補助申請及び、防犯灯を新設・取替した場合に補助金の申請を行う。	救急・安心カードの必要な高齢者宅を回り、救急・安心カプセルを配付するため、ひとり暮らしの高齢者などの見守り体制を整える。
現状の課題	自主的な地域の活動として取り組みの体制づくり ・人材の確保（従事者の高齢化） ・他団体との情報共有	自治会・町会のない地域は、個人で設置、町会世帯が少ない地域は、設置・管理費用の個人負担が大きい ・人材の確保 ・参加意識の向上	自治会・町会との連携が必要 ・最新の医療情報への更新
今後の方向性	【市行政】 ・人材の育成 ・情報の共有 ・交流の場の提供 【市民】 ・身近な活動に積極的に参加	【市行政】 ・自治会等の活性化と未結成地域の結成支援、相談窓口の体制 【市民】 ・地域の活動に積極的に参加	【市行政】 ・実施団体との連携 【市民】 ・事業の周知

“協働”に関する現状・課題・方向性

現在の本市の“協働”に関する、主体別の現状・課題と今後の方向性は、次のとおりです。

(1) 市行政

《現状の課題》

こどもまつりやスポーツイベントの共催、市民まつりの後援と事務局機能の提供、公園トイレなどの清掃委託、防犯灯の設置などの補助・助成、保育ボランティア養成講座などの人材育成・支援などの取り組みを行っています。

「協働」の意味について理解が進んでいないため、事業の多くを協働事業であると認識していない事業課や団体が多く、市民同士、市民と市行政、さらに市行政の部課同士でも、まちづくりに協働で取り組むという意識が希薄です。

《方向性》

ア. 市民協働に関する理解と認識の向上

職員の協働に関する理解と認識を向上させていくことが重要です。

イ. 市民団体との連携の強化

市民団体との情報交換の機会づくりなど、連携を強めていく必要があります。

ウ. 情報の適切な提供

市行政情報や協働の取り組みを、市民にわかりやすく提供していくことが必要です。

エ. 協働の取り組みの点検と助成制度の充実

協働の取り組みの効果的な実施の点検、助成制度等の充実・創設など、市民活動を活発化するための資金面の支援も必要です。

オ. 活動拠点の確保等

活動拠点の確保や、声をかけやすい窓口の雰囲気づくり、会議の時間帯を勤労者が参加しやすいように配慮するなど、施設や運営のあり方についての再検討も必要になっています。

(2) 市民団体

《現状の課題》

守口市は、古くから地縁団体（自治会・町会活動）、地縁・テーマ型団体（教育・福祉・防犯などの活動）を中心とした市民活動が盛んで、地域における様々な行事や課題解決などに取り組んできました。

近年はこれらに加えて様々なテーマ型団体（NPO 法人等）が活動を進めており、公共サービスを受けるだけでなく、提供する当事者としての活動も広がりを見せています。

しかし、人材不足や、協働についての認識の違い、他団体や市行政との情報共有の不足、活動資金の不足といった状況があります。

また、自治会・町会活動への参加率は低く、さらに、活動しようと思っても、その相談窓口などの受け入れ体制が、市民団体や市行政とも十分にとはいえないという問題があります。

《方向性》

ア. 人材の確保とマンネリ化の改善

活動メンバーの偏り・新規会員不足、運営スタッフや役員の不足といった人材不足の解消、活動組織運営のマンネリ化の改善が求められています。

参考 “協働” 事業の現状・課題・方向性

	市民まつり	公園整備事業	美化活動団体 公園清掃団体
種類	B 後援	G 企画立案等 への参画	E 事業への協力
事業概要	実行委員会（各種団体等で構成）が組織され、各イベントの企画運営を担当し、市民手作りのまつりを毎年 11 月に開催する。	地域の自治会・町会、学校の教員、児童、生徒などとワークショップを実施し、地域の住民の意見をもとに公園を整備する。	登録団体が自主的に清掃活動を行う。
目的	市民手作りの「守口市まつり」を企画・運営・開催することを通じ、近隣愛に包まれた“こころ豊かな誇りうる守口市”を育くむため。	地域住民の意見を反映した公園を整備するため。	地域住民が自ら地域の清掃を行うことによって、より環境美化に努めるため。
市行政	実行委員会の事務局	参加呼び掛け、ワークショップの企画進行、ワークショップニュースを作成し、地域への情報発信、地域住民の対応など	ごみ袋や清掃用具の配布、ごみの回収
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 事業の企画運営 まつりでの警備 協賛金の確保 広報活動 	地域住民などが公園ワークショップに参加し、どのような公園にするか意見をまとめる。	地域周辺や近隣道路、公園内の清掃活動を行う。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> 既存団体と新たな団体との連携の不足 マンネリ化の改善 人材の確保 	公園の整備後の維持管理の問題 <ul style="list-style-type: none"> 人材の確保 地域における団体との連携 他団体との情報共有 	自主的な地域の活動として取り組みの体制づくり <ul style="list-style-type: none"> 人材の確保（登録団体の拡充） 他団体との情報共有不足
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 【市行政】 情報の共有 交流の場の提供 【市民】 既存団体と新たな団体と交流情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 【市行政】 人材の育成 情報の共有 交流の場の提供 【市民】 身近な活動に積極的に参加 	<ul style="list-style-type: none"> 【市行政】 人材の育成 情報の共有 交流の場の提供 【市民】 身近な活動に積極的に参加

《市民》

- ア. 能動的に情報収集を行います。
- イ. 所有する情報を公開し、地域などで共有します。

(4) 協働のまちづくり・協働事業の支援

《市行政》

- ア. 公募型提案事業（市民提案型・市行政提案型）の助成制度を創設します。
- イ. 市民団体・市民個人活動を支援します。

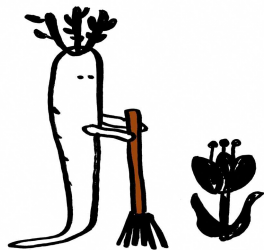
《市民》

- ア. 身近な活動に参加します。
- イ. 支援制度の活用、市行政に対して意見や提案を行います。

(5) 実現に向けた検討事項

《市民及び市行政》

- ア. 協働事業の検証・改善と、新規事業を検討していきます。
- イ. 相談窓口と横断的組織づくりに努めていきます。
- ウ. 新たな市民の受け入れ体制づくりに努めます。
- エ. 協働の観点からのモデル事業を検討、推進していきます。



イ. 協働している認識の共有

市行政と協力することがあっても、協働しているという意識に至らないことが考えられます。市民協働について意識の共有を図っていくことが必要です。

ウ. 市行政・他団体との情報共有と連携の充実

市行政の施策や他の団体の情報を知らないという場合も多く、情報共有と連携を進めていく必要があります。

エ. 資金の確保

助成金制度など活動資金の確保が必要です。

オ. 拠点や事務所の確保と広報の充実

事務所や拠点が確保できていないことや、広報も十分にできていない場合が多くみられます。これらの状況を改善する必要があります。

カ. 受け入れ体制

個人が、自治会・町会などの会議に参加する際、その敷居が高いと感じる場合がみられます。例えば「ようこそ」という言葉に表わされるように、新しい人を受け入れる雰囲気づくりが求められています。

(3) 市民個人

《現状の課題》

市民個人が、市の事業や地域活動への参加・協力を行う方法として、公募による各種審議会への参加、公共施設の計画段階でのワークショップ参加などがあります。

また、中学校区連携推進協議会を中心とした学校支援ボランティア、地域における美化活動や清掃活動など、多くの市民が参加する地域の取り組みも進んでおり、市民同士が集まることにより幅広い分野で協働の取り組みが可能にな

る状況にあります。

市行政や市民団体が主催する会議の開催日程・時間などに配慮するなど市民の参加の意欲がさらに高まるような方策が必要です。

また、市民個人が協働の取り組みへの参加を思い立ったときに、相談したり、情報を得るため、市行政や市民団体の分かりやすい窓口を充実させることも課題です。

《方向性》

ア. 参加意識の向上

地域活動への参加意識を高めてもらう方策が必要です。また、会議の日程や開催時間に配慮するなど勤労者が参加しやすい環境づくりも必要です。

イ. 参加するための窓口の充実

市民個人が、公共・公益的な活動に参加したいと考えたとき、最初の窓口となる、いわゆる「ワンストップ窓口」が市行政にも、市民団体にも、不十分であるといえます。

ウ. 協働に関する情報の発信と収集

市行政は、市民協働に関する情報を様々な手法で分かりやすく発信すること、市民個人は、関心を持ち積極的に情報を収集することが必要です。



“協働”のまちづくりの推進に向けて

今後、守口市が“協働”のまちづくりを推進するため、次のような取り組みを進めていきます。

(1) “協働”についての理解と意識向上

《市行政》

- ア. 協働への関心を高めます。
- イ. 市職員の意識向上を図ります。
- ウ. 市民と市職員の交流機会を拡充します。
- エ. 講座など開催日時に配慮します。

《市民》

- ア. 協働の担い手としての意識を高めます。
- イ. 相互啓発につながる工夫を行います。
- ウ. 講座や研修の企画を提案します。

(2) 交流会と場の提供

《市行政》

- ア. 地域における市民団体、市民個人、事業者などとの連携を図ります。
- イ. 協働のまちづくりの拠点機能の充実を目指します。

《市民》

- ア. 施設を活用し、活動に取り組みます。
- イ. 交流・協働の場に参加し、施設運営などに関わります。

(3) 情報の共有

《市行政》

- ア. 情報発信や市民意見の聴取などを充実させていきます。
- イ. 定期的に市民団体の情報把握を行い、発信します。